

一人一人の心がけで

# 変わる 安心安全

4月から自転車に対しても

交通反則通告制度（青切符）がスタートしました。

自転車は子どもから大人まで

日常生活の中において身近な乗り物です。

自転車の事故事例や気を付けるべきポイントについて

紹介していきます。

自転車を安全に利用するために、

乗り方について再度考えましょう。

問合せ 池田警察署交通課 ☎ 753・1234



## 青切符で 何が変わる？

従来は、自転車の違反者が検挙された場合、全て赤切符などの刑事手続きで処理されていましたが、青切符導入後は違反内容に応じて赤切符などの刑事手続きまたは青切符のどちらかで処理が行われます。

### 青切符制度とは

信号無視や一時不停止、通行区分違反など自転車の反則行為を行った違反者に反則行為となる事実などが記載された「青切符」と、反則金を納付するときに必要な「納付書」が交付されます。

**対象 16歳以上** ※16歳未満の違反者は、原則として指導警告を行います。

### 赤切符などの刑事手続きによる処理対象事例

- 重大な違反や交通事故を起こしたとき
- 酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転など
- 違反によって実際に交通事故を発生させたとき

### 青切符による処理対象事例

- ながらスマホ、遮断踏切への立ち入り、ブレーキ不備など
- 違反によって歩行者が立ち止まったり、他の車両が急ブレーキをかけたりしたとき（交通事故ではないもの）
- 警察官の指導警告に従わず、違反行為を続けたとき



### 反則金詐欺に ご注意ください！

同制度を悪用し、その場で現金をだまし取る詐欺が発生しています。右記手続きをご確認ください。警察官が反則金をその場で徴収したり現金を求めることはありません！

### 青切符交付後の手続き



青切符と納付書を交付された方は、検挙された日の翌日から原則7日以内に銀行や郵便局の窓口で納めてください。仮納付できなかった場合は、交通反則通告センターにお問い合わせください。

# 本市での自転車に関する事故について

市内でも自転車に関する事故は起きており、少なくありません。昨年までの事故件数と負傷者数について紹介します。

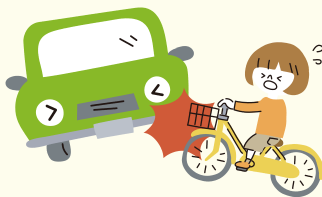
## 本市の自転車事故件数

出典：大阪の交通白書（令和7年版）

	令和4年	5年	6年	7年
件数	51件	71件	75件	68件
負傷者（重傷者）数	48（8）人	72（5）人	76（9）人	65（9）人

## 事故事例

自転車は乗り方を誤れば、多くの人を巻き込む事故につながり、自分自身も大けがをする可能性があります。実際に本市で起きた重傷者が起っている事故事例を紹介します。



自転車に乗車する際はヘルメットをかぶることで、事故した際の重傷となる確率が変わります。ヘルメットを着用しましょう。

### 01

#### 事例1 男性 重傷（頭部外傷）

市道で、信号のない横断歩道を自転車で横断中に、軽四貨物車と出合い頭で衝突し、転倒して受傷。

#### 改善POINT

- ヘルメット着用
- 左右の確認をしっかり行う



### 02

#### 事例2 女性 重傷（左足骨折）

市道で、左右見通しの悪い細街路の四差路交差点を自転車で走行中、普通車と出合い頭で衝突し、転倒して受傷。

#### 改善POINT

- ヘルメット着用
- 一時停止標識を確認



### 03

#### 事例3 男性 重傷（頭部外傷）

国道173号で、信号のある四差路交差点を自転車が赤信号無視で横断中、青信号で走行中の軽四貨物車と衝突し、転倒して受傷。

#### 改善POINT

- ヘルメット着用
- 信号を守る



### 自転車保険の加入が義務づけられています！

府内では、自転車の保険加入が義務づけられています。保険に加入しているかや保険内容を一度確認してみましょう。

# 自転車の運転注意ポイント!

自転車に乗っていて、危険な運転や迷ってしまうポイントを紹介します。



## 01 走行中スマートフォンなどは絶対に見ない!

自転車を運転するときは、携帯電話やスマートフォン（スマホ）などを使っての通話および画面を注視することは禁止されています。スマホなどを使用する際は、安全な場所で停車してからにしましょう。



スマホは  
停車してから  
使用しましょう

## 02 一方通行では補助標識の確認を

一方通行道路に「自転車を除く」の補助標識がない場合は、自転車の逆走は認められません。補助標識がある場合は、車道の左側端に沿って通行しましょう。



本標識の下側にあります!



## 03 信号機をよく見て、判断し進みましょう

車道を通行している自転車は「車両用信号機」で、歩道を通行している自転車は「歩行者用信号機」に従うことが基本的なルールです。ただし、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の補助標識がある場合は、通行している場所が車道や歩道に関わらず歩行者信号機に従ってください。



▲「歩行者・自転車専用」の補助標識のある歩行者信号機



信号は必ず  
守りましょう

## 04 車道と歩道の走行を使い分けましょう

自転車は原則車道通行です。「普通自転車歩道通行可」の標識などがあり、歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行しましょう。ただし、歩道に歩行者がいる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。標識がないときでも、下記条件の場合は歩道を通行できません。

- ・13歳未満の子ども
- ・70歳以上の高齢者の方
- ・体が不自由な方
- ・車道が工事中だったり、駐車車両があつたりして安全に通行できない場合 など



◀「普通自転車歩道通行可」の標識

詳細は、「自転車ルールブック(警察庁)」をご確認ください。

「自転車ルールブック」▶



# Message

改めて交通ルールの  
確認をしましょう



池田警察署交通課  
加藤課長

4月から改正された道路交通法が施行され、自転車をはじめとした軽車両の交通反則通告制度が導入されています。

交通事故件数の総数が減少傾向にある中で自転車関連事故は横ばいであり、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比は増加傾向を示しています。

さらには、死亡・重傷事故のうち、約4分の3が自転車側にも法令違反があることから、自転車利用者の順法意識の改善を図っていく必要があります。

そのため、警察では自転車利用者に対する安全利用の啓発や取り締まりを推進していますので、自転車を利用する際は、自転車乗車用ヘルメットをかぶる、信号を守る、止まるべき場所ではしっかりと止まる、お酒を飲んだら絶対に乗らないなどの交通ルールをしっかりと順守していただきたいと思います。

自転車を利用する皆さんが安心・安全に走ることができるまちをつくりましょう。

check

## 自転車乗車用ヘルメットの 購入費を一部補助します



5年4月1日から道路交通法が改正され、自転車乗車時のヘルメット着用が全年齢で努力義務化されました。

本市では、ヘルメットの着用を促進するため、7年度から自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助しています。

期 間	7月1日(水)～31日(金)
対 象 者	申請時に本市在住の方（7年度に補助を受けた方は対象外）
補 助 対 象	8年4月1日以降に新品で購入した「SGマーク」などの安全規格付き 自転車乗車用ヘルメット
補 助 金 額	商品単価（購入金額）2,000円以上のヘルメットにつき上限2,000円 ※ポイント利用やクーポンなどの割引、送料、手数料がある場合は、 差し引き後の金額が補助対象。100円未満は切り捨て。
定 員	500人（先着順）
申 請	7月1日から電子申請で都市政策課 ※電子申請が難しい方は、同課窓口で入力方法をサポートします。
問 合	都市政策課 ☎754・6212

